□電波法第70条の９第２項において準用する法第70条の７第２項の規定により、自己以外の者に登録局を運用させたので、下記のとおり届け出ます。
（注２）

記

１　届出者（注３）

住　所	都道府県―市区町村コード　〔　　〕
	〒（　　―　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
	印

２　非常時運用人（電波法第70条の８第１項の規定により無線局の運用を行わせた場合は当該無線局の免許人以外の者、同法第70条の９第１項の規定により登録局を運用させた場合は当該登録局の登録人以外の者。以下この別表において同じ。）に運用させた無線局の免許又は登録の番号

３　非常時運用人（注４）

住　所	都道府県―市区町村コード　〔　　〕
	〒（　　―　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
連絡先	

４　非常時運用人による運用の期間

５　無線設備の製造番号（特定無線局（電波法第27条の２第２号に掲げる無線局に係るものに限る。）又は包括登録に基づき開設している登録局に限る。）

６　欠格事由に関する事項（電波法第70条の８第１項の規定により無線局の運用を行わせた場合又は同法第70条の９第１項の規定により登録局を運用させた場合に限る。）（注５）

□無線局の運用を行った者は、電波法第５条第３項各号のいずれにも該当しません。

□登録局の運用を行った者は、電波法第27条の20第２項各号（第２号を除く。）のいずれにも該当しません。

第70条の７第２項
下記のとおり無線局を運用させたので、電波法第70条の８第２項において準用する同法第70条
第70条の９第２項において準用する同法第70条
の７第２項の規定により届け出ます。
の７第２項

記

１　非常時運用人（電波法第70条の８第１項の規定により無線局の運用を行わせた場合は当該無線局の免許人以外の者、同法第70条の９第１項の規定により登録局を運用させた場合は当該登録局の登録人以外の者。以下同じ。）に運用させた無線局の免許又は登録の番号

２　非常時運用人（注３）
　住　　所
　（ふりがな）
　氏名又は名称
　連　絡　先

３　非常時運用人による運用の期間

４　無線設備の製造番号（特定無線局（法第27条の２第２号に掲げる無線局に係るものに限る。）又は包括登録に基づき開設している登録局に限る。）

５　欠格事由に関する事項（電波法第70条の８第１項の規定により無線局の運用を行わせた場合及び同法第70条の９第１項の規定により登録局を運用させた場合に限る。）